

寒川町妊婦のための支援給付事務処理規則をここに公布する。

令和7年5月14日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第25号

寒川町妊婦のための支援給付事務処理規則

(目的)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく妊婦のための支援給付の支給等に関して、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 妊婦のための支援給付の対象となる者(次条において「対象者」という。)は、妊婦であって、第3条に規定する申請及び第5条に規定する届出する日において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者とする。

(認定の申請等)

第3条 法第10条の9に規定する認定(以下「妊婦給付認定」という。)の申請は、妊婦給付認定申請書(第1号様式)により行うものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適正と認めるときは妊婦給付認定通知書(第2号様式)により、申請を却下するときは妊婦給付認定申請却下通知書(第3号様式)により対象者に通知するものとする。

3 町長は、妊婦給付認定の決定と同時に法第10条の12の妊婦支援給付金(以下「給付金」という。)の支払を決定するときは、妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書(第4号様式)により対象者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第4条 町長は、法第10条の10に基づき、妊婦給付認定を受けた者(以下「認定者」という。)の認定を取り消すことを決定したときは、その旨を妊婦給付認定取消通知

書(第5号様式。次項において「取消通知書」という。)により認定者に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、認定者が町外に転出したときは、取消通知書による通知を省略することができる。

(胎児の数の届出)

第5条 法第10条の13に規定する胎児の数の届出は、子ども(胎児)の数の届出書(第6号様式)により行うものとする。

(給付金の支払)

第6条 給付金の支払は、次の各号に掲げる区分に応じ、認定者が指定した金融機関の口座へ振り込むことにより行うものとする。

(1) 妊婦給付認定後

(2) 胎児の数の届出後

- 2 町長は、給付金の支払を行う場合には、妊婦支援給付金支払通知書(第7号様式)により認定者に通知するものとする。

(妊婦等包括相談支援事業との連携)

第7条 法第10条の3の規定に基づき、妊婦のための支援給付は、児童福祉法(昭和46年法律第73号)第6条の3第22項に規定する妊婦等包括相談支援事業と組み合わせて実施するものとする。

(不当利得の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、その者の認定を取り消し、支給した給付金の返還を求めるものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

妊婦給付認定申請書

(宛先)寒川町長



妊婦給付認定の資格を有するため妊婦給付認定の申請をします。

1. 申請者の情報

										申請日				年	月	日
ふりがな											年	月	日生	職		
氏名											(歳)		業			
個人番号											電話番号					
現住所	〒															
居住地	(現住所と異なる場合のみ記載)															
妊娠届出日	年 月 日										妊娠月数			か月		
妊娠届出日 時点の住所地	(現住所と異なる場合のみ記載)															

※妊娠月数は、既に出産や流産している場合は、それらが確認された日を記載すること。

2. 妊娠に関して診断を受けた医師等の情報

医療機関の名称	
住所	
電話番号	
診断した医師の氏名	

裏面あり

3. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（1回目）の支給（5万円）を

☐ 希望します。



☐ 他の市区町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市区町村に確認することがあります。

☐ 既に他市区町村で1回目の支給（5万円）を受けています。
(支給市区町村：)

☐ 希望しません。

4. 振込先口座

※妊婦支援給付金（1回目）を振り込む口座をご記入ください。

※振込先金融機関口座確認書類（通帳やキャッシュカードの写し）を添付してください。

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫		本・支店								
信用組合・農協・漁協		本・支所 出張所								
口座種別	口座番号(右詰で記入)							口座名義(カタカナ)		
1 普通・2 当座										

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください。)	通帳番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてくだ さい。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯 金通帳の見開き左上またはキャッシュ カードに記載された記号・番号をご記 入ください。	1 ※		

☐ 公金受取口座を利用します。

※公金受取口座を登録(マイナンバーとともに預貯金口座の情報を国(デジタル庁)に登録)している方で、
当該口座を振込先として希望する場合は、「✓」を記入してください。

5. その他

子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に寒川町外に転出した場合には寒川町の妊婦支援給付認定は取消されます。取消により寒川町から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市区町村で再度認定を受けていただく必要があります。

妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市区町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署 名

署名日

年

月

日

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

様

寒川町長

妊婦給付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

なお、子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に寒川町外に転出した場合には、転出日をもって寒川町の妊婦支援給付認定は取消されます。(本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。)

また、取消しにより寒川町から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市区町村で再度認定を受けていただく必要があります。

上記の取消の処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、寒川町長を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式(第3条関係)

年 月 日

様

寒川町長

妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

記

却下した理由

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、寒川町長を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

寒川町長

妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

また、妊婦支援給付金(1回目・2回目)の支給について、次のとおり支払いますので通知します。

記

1. 支払予定日 年 月 日

2. 支払金額 円

なお、子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に寒川町外に転出した場合には、転出日をもって寒川町の妊婦支援給付認定は取消されます。(本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。)

また、取消しにより寒川町から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市区町村で再度認定を受けていただく必要があります。

上記の取消の処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式(第4条関係)

年 月 日

様

寒川町長

妊婦給付認定取消通知書

次のとおり、妊婦給付認定を取消しましたので通知します。

記

1. 取消しの日 年 月 日

2. 取消しの理由

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

子ども(胎児)の数の届出書

(宛先)寒川町長

受付印

1. 届出者の情報

		届出日		年	月	日
ふりがな		生年	年 月 日			
氏 名		月日				
		電話番号				
住 所 地	〒					

2. 子どもの人数(胎児の数) : _____人

3. 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

医 療 機 関 の 名 称		電話番号	
住 所			
診断した医師の氏名			

4. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（2回目）の支給（胎児の数×5万円）を

☐ 希望します。



☐ 他の市区町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。
※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市区町村に確認することがあります。

☐ 希望しません。

裏面あり

5. 振込先口座

※妊婦支援給付金（2回目）を振り込む口座をご記入ください。

※振込先金融機関口座確認書類（通帳やキャッシュカードの写し）を添付してください。

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協		本・支店 本・支所 出張所								
口座種別	口座番号（右詰で記入）							口座名義（カタカナ）		
1 普通 ・ 2 当座										

ゆうちょ銀行	通帳記号 〔 6桁目がある場合は ※欄にご記入ください。〕	通帳番号 （右詰めでご記入ください。）	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 ※		

☐ 公金受取口座を利用します。

※公金受取口座を登録（マイナンバーとともに預貯金口座の情報を国（デジタル庁）に登録）している方で、当該口座を振込先として希望する場合は、「✓」を記入してください。

第7号様式(第6条関係)

年 月 日

様

寒川町長

妊婦支援給付金支払通知書

妊婦支援給付金（1回目・2回目）については、次のとおり支払いますので
通知します。

記

1. 支払予定日 年 月 日

2. 支払金額 円